



2025年10月23日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社 代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉 取 引 所 東証プライム (6594) 所 在 地 京都市南区久世殿城町 338 間合せ先 コーポーレートコミュニケーション部長 渡邉 啓太電 話 (075) 935-6150

自己株式の取得状況および取得中止に関するお知らせ

(会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得状況について、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、2025年10月23日開催の取締役会において、同年5月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を中止することを決定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 取得に係る事項の内容

(1) 取得期間 2025年10月1日~2025年10月23日(約定ベース)

(2) 取得した株式の種類 当社普通株式

(3) 取得した株式の総数 0 株(4) 株式の取得価格の総額 0 円

(ご参考)

◆2025年5月27日開催の取締役会での決議内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 1,300 万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.13%)

(3) 株式の取得価額の総額 350億円(上限)

(4) 取得する期間 2025年5月28日~2026年5月27日

◆上記取締役会決議に基づき 2025 年 9 月 30 日までに取得した自己株式の累計

(1) 取得した株式の総数 0 株(2) 株式の取得価額の総額 0 円

2. 自己株式の取得を中止する理由

2025年9月26日に提出した有価証券報告書に記載の通り、当社及び当社グループに対する第三者委員会による不適切な会計処理の疑義に係る調査及びその他の社内調査等が継続中です。調査の結果、過年度の財務諸表に訂正すべき重要な虚偽表示が識別された場合には、過年度の有価証券報告書の訂正等を含め、適切な対応を行う方針です。このような状況に加え、現時点の第三者委員会の調査状況等を勘案して、2025年10月23日をもちまして2025年5月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を中止することを決定いたしました。

なお、未公表の重要事実を有している期間は買付を見合わせたこと、当社において上記の各調査の対象となる事象が確認され当該調査が継続していたことから、2025年5月28日(同月27日の取締役会決議に係る取得期間の始期)から同年10月23日までの間においては、自己株式の取得は行いませんでした。

以 上